剪定作業等における災害防止対策

~ 剪定作業時における死亡災害が発生しています~



当署管内では、樹木の枝を切断するなどの剪定作業中における死亡災害が平成 23 年 10 月に 1 件、本年も 9 月に 1 件発生しています。

当署管内のみならず、同種作業における死亡災害は業種を問わず、全国的に発生していることから、各事業場において高所で樹木の剪定作業等を行う場合には、基本的な安全作業の再確認をお願いします。

労働災害防止のポイント

- (1)高さ2m以上の高所作業を行う場合、足場等の設置により 有効な作業床をあらかじめ設けましょう。
- (2)作業性質上、作業床等の設備的な墜落防止措置を講じることが困難な場合には、安全帯を使用させるなどの墜落防止措 置を講じましょう。
- (3)移動はしご、脚立等を使用する場合の留意点 移動はしご
 - ・丈夫な構造のものを使用しましょう。
 - ・著しい損傷、腐食がないことを確認しましょう。
 - ・幅は30cm以上のものを使用しましょう。
 - ・転位を防止するため、すべり止め装置の取り付けの他、はしごの上方を建築物等に固定する、他の労働者がはしごの下方を支えるなどの措置を講じましょう。

脚立

- ・移動はしごと同様、丈夫な構造でかつ、著しい損傷、腐食がないものを使用しましょう。
- ・脚と水平面との角度を 75 度以下としましょう。なお、折りたたみ式の脚立の場合は固定ロック等が具備されたものを使用しましょう。
- ・踏み面は、作業を安全に行うために必要な面積を有しているか確認しましょう。 (いわゆる「ウマ」は脚立としての単独使用は禁止です。)
- ・天板の上での作業は行わないようにしましょう。

なお、移動はしご・脚立ともに、あらかじめ設置する地面等の状態を確認し、必要に応じて脚部の沈下防止対策を講じましょう。また、移動はしご・脚立の上では、チェーンソーを用いての木の枝の切断及び木の枝などを押したり引いたりするなど、動作に反動のかかる作業は行わないようにしましょう。

- (4) 高所で剪定作業を行う場合には、保護帽(ヘルメット)を着用しましょう。
 - ・保護帽は、墜落による危険の防止用であることを確認しましょう。
 - ・あご紐はしっかりと締め、作業中にぐらつかないように着用しましょう。
- (5)剪定しようとする樹木及び作業内容などを確認し、災害発生の可能性のある箇所(危険の芽:リスク)を見つけ、事前に危険の芽を摘み取るなどの対策を講じましょう。なお、確認の結果、危険性が高く、自社において作業することが困難な場合には、専門業者に委託するなどの検討を行いましょう。



剪定作業等における死亡災害事例

(小諸労働基準監督署管内の事例)

	発生 年月	災害の概要
1	平成 23 年 10 月	被災者は、同僚と 2 人で公道にはみ出した敷地内のクヌギの木の枝(長さ約 10m)を切る作業中、はしごに上り、チェーンソーを使用して枝を切り終えたところで、はしご上部でバランスを崩して高さ約 4mの位置から地上に墜落した。
2	平成 24 年 9 月	桜の木の枝を切り落とす作業を行うため、三脚脚立に上り、チェーンソーを用いて 枝を切断したところ、三脚脚立上部でバランスを崩して高さ約 3mの位置から地上に 墜落した。

(全国の事例)

	発生 年月	災害の概要
1	平成 21 年 10 月	学校のグランドにおいて、周囲のフェンスを越えてグランド側に出ている木の枝を 剪定する作業中、切断した枝がフェンス上端に引っかかったため、フェンスの脇に脚 立を設置し、被災者が脚立に乗って当該枝を落とすために切断作業を行っていたとこ ろ、切断された枝が脚立に当たり、脚立が傾いて倒れた際に脚立から墜落した。
2	平成 22 年 8 月	公園において道路にはみ出した桜の木を剪定するため、脚立に上がって、小型のチェーンソーで桜の枝を切断したところ、脚立から墜落し、道路面に後頭部を強打した。
3	平成 22 年 10 月	芝刈り及び木の剪定作業において、被災者は敷地から道路側に延びた樹木の枝の剪定作業を行っていた。当該作業で使用していた自家製のはしごに上って作業していたところ、高さ約1.4mから転落し頭部を強打した。
4	平成 23 年 2 月	ゴルフ場コースの風通しをよくするために、脚立に上り、コース左側の黒松の枝をチェーンソーを使用して切断作業中、切断した枝が乗っていた脚立に当たり、脚立が転倒し、同時に高さ約3.5mの位置から墜落した。
5	平成 23 年	庭園管理業務において、脚立に上りクロマツの枝の剪定作業を行っていたところ、 高さ約 1.7mの作業位置から地上に墜落したもの。